

## 男女共同参画だより

市では、令和元年9月に20歳以上の市民1500人を対象に市民意識調査を実施しました。その結果の一部を紹介いたします。

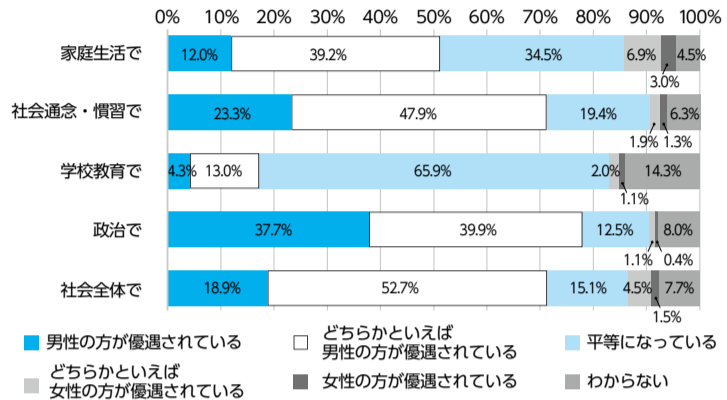
意識調査では、家庭生活や学校教育、地域などの各分野において、男女の地位がどのように変わっているかについて質問しました。その結果、「平等になっている」と答えた割合が最も高かったのは、「学校教育」で65.9%、最も低かったのは、「政治」で12.5%でした。

また、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合が7割を超えていた分野は「政治(77.6%)」

、「社会全体(71.6%)」、「社会通念・慣習(71.2%)」でした。

一方、「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と答えた割合が最も高かったのは、「家庭生活」の9.9%となっています。この結果から、全体として、性別による不平等を感じている人が多いことが伺えます。

仕事や家事など、あらゆる分野で、男性も女性もお互いに協力し合いながら、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会を目指していくことが大切になっています。市民意識調査の詳細は、市ホームページをご覧ください。



図地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342

## 行政相談委員に内山明子氏、川名辰司氏が再任

行政相談委員は、「行政相談委員法」に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者で、地域の皆さんの身近な相談相手として、全国に約5千人配置されています。

委員は、皆さんから行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどをお聞きして、その解決のための助言や関係行政機関に通知するなどの活動を行っています。

▶行政相談委員(敬称略)

内山 明子  
川名 辰司

◇行政相談

▶日時＝毎月第3(木)13時～16時

▶会場＝中央公民館1階相談室

図地域づくり課市民協働推進班

☎0475(70)0342



大網白里市ふるさと納税

## ふるさと納税の返礼品提供事業者を募集しています

市では、ふるさと納税制度による寄附をいただいた方へ、感謝の気持ちとして返礼品をお贈りしています。市の魅力発信につながる特産品やサービスを返礼品として提供していただける事業者を募集しています。

魅力ある返礼品を取り揃え

- ・市内で生産、製造、加工のいずれかが行われているもの、もしくは市内の原材料を使用しているもの(加工品等の場合)
- ・市内事業者が提供するもの、

もしくは市内で利用できるもの(サービス等の場合)  
・品数および数量面で安定供給が見込めること

※期間限定、数量限定で供給することは可能。  
・メールでの受発注確認等ができること

・商品情報の開示が可能であること

詳細は問い合わせください。  
図企画政策課政策推進班  
☎0475(70)0317

## 無形民俗文化財を未来に永田旭連の獅子舞の紹介動画を公開

公益財団法人図書館振興財団の提案型助成事業助成金を活用して、市指定無形民俗文化財である「永田旭連の獅子舞」の紹介動画を作成し、公開しました。旭連や市が保存していた過去の映像を編集し、活動を紹介する内容です。

図生涯学習課生涯学習班  
☎0475(70)0380



▲公開ページ



～大網白里市指定無形民俗文化財～

## 人権擁護委員に穂坂あい子氏、掛飛正彦氏、戸村すみ江氏が再任

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手になって救済したりするなど、さまざまな場面で活動しています。

本市では、6人の人権擁護委員が人権相談や人権教室などの啓発活動を行っています。

▶人権擁護委員(敬称略)

川名 辰司  
穂坂 あい子  
掛飛 正彦  
戸村 すみ江

内山 明子  
内山 仁美  
◇6月1日は「人権擁護委員の日」

毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談を実施します。相談は無料で、秘密は守られます。

〈特設人権相談〉

▶日時＝6月1日(火)10時～15時

▶会場＝中央公民館、白里公民館

図地域づくり課市民協働推進班

☎0475(70)0342

「大網白里市まち・ひと・しごと推進計画」が、令和3年3月31日付けで、国から地方創生応援税制(ふるさと納税)の対象計画として認定されました。

これにより、市外に本社を有する民間企業が大網白里市の地方創生事業に対して寄付  
図企画政策課政策推進班  
☎0475(70)0315

## 企業の皆さまの力で大網白里を元気に企業版ふるさと納税

「大網白里市まち・ひと・しごと推進計画」が、令和3年3月31日付けで、国から地方創生応援税制(ふるさと納税)の対象計画として認定されました。

市を取り組みにご賛同いただける企業からのご寄付、ご支援をお待ちしております。

図企画政策課政策推進班  
☎0475(70)0315

## こちらは消費生活センターです!

### 遺品整理サービス ～契約内容をよく確認しましょう～

#### 〈相談事例1〉

亡くなった父の遺品整理のため、知人から紹介された遺品整理業者に見積もりを頼んだ。最初は30万円位と言われたが、運搬するトラックの台数が増えるなどで合計金額が約160万円になった。見積もりだけのつもりが、結局その日に契約した。他業者と比べて高額だと分かったので、翌日キャンセルの電話をすると手付金の5万円は返金できないと言われた。

#### 〈相談事例2〉

兄が亡くなったため、スマートフォンで検索して見つけた遺品整理業者に来てもらい、見積もり依頼をした。業者から「今日決めたら安くなる」、「早く決めれば早く始められる」と言われ、その場で約32万円の契約をして、手持ちの2万5千円を支払った。「週明けから準備を始める」と言っていたのに、なかなか作業を始めてくれない。

#### 〈ひとことアドバイス〉

遺品整理サービスは遺族からの依頼を受け、遺品などを分別し、不要な物は廃棄物として故人の自宅から運び出すのが主な仕事ですが、市

町村から一般廃棄物の収集運搬許可を受けずに遺品を運び出したり、作業内容や請求金額をめぐるトラブルになったりすることがあります。契約をする前に、残しておく物と処分する物を分けておき、何を依頼したいのかを明確にして複数の業者から見積もりを取り、料金や契約内容を比較しましょう。

見積書に「遺品整理一式」といったあいまいな記載のあった場合は、詳細を記載してもらい、具体的な作業内容や、追加料金、キャンセル料などの説明を求めることが大切です。

「今なら安くなる」などと急かされても、その場ですぐに契約はせず、まずは家族や周囲の人に相談しましょう。

〈参考資料：国民生活センター見守り新鮮情報第276号・第329号〉

#### ◇市消費生活センター

▶相談日時＝祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金)10時～12時、13時～16時

▶会場＝中央公民館1階相談室

▶相談電話＝☎0475(70)0344

図地域づくり課市民協働推進班

☎0475(70)0342

## 地域包括支援センターだより

### ～任意後見制度～

任意後見制度とは、成年後見制度の一つであり、判断能力が低下した時に備えて、将来必要となる支援の内容と支援してくれる方を決めておく制度です。

自らが元気なうちに、将来認知症などで判断能力が低下した場合における、財産管理や介護サービス利用契約締結などの療養看護に関する事務について、信頼できる方に依頼し、引き受けてもらう契約を結びます。これを任意後見契約といい、依頼する自身を委任者、引き受ける方を任意後見受任者(後に、任意後見人となる人)といいます。

契約は最寄りの公証役場(大網白里市の場合、茂原公証役場)にて、公証人が作成する公正証書として結びます。判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見監督人が選定されたのち、任意後見人による支援が開始されます。

任意後見制度を利用する上で、次の契約を組み合わせることで、より安心で希望に沿った

支援を受けることができます。

①見守り契約＝本人の健康状態や様子を定期的に訪問するなどして見守っていく契約です。いつ本人の判断能力が低下したか知るために重要となります。

②財産管理等委任契約(任意代理契約)＝財産管理に関する特定の法律行為を委任する契約です。寝たきりなど、自ら財産管理が難しい場合に有効です。

③死後事務委任契約＝亡くなった後、自らの葬儀や納骨、埋葬、未払債務の支払いなどを委任する契約です。亡くなった後の手続きを頼める身内がいらない方などに有効です。

預貯金や不動産といった、財産の適切な管理や体調に応じて介護サービスの利用契約を行うなど、日常生活の中でも判断が必要となる場面が多くあります。日ごろの生活や将来の暮らしを考えていく上で不安があるときは、家族との相談に加え、成年後見制度の利用を考えてみましょう。

図地域包括支援センター

☎0475(70)0439